

10月定例総会議事録

- 1 日 時 平成30年10月26日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一
赤羽 功 荒川浩一 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄 神戸 博
橋戸 勝
- 5 欠席委員 長尾正公
- 6 事務局員 米窪局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号6番の平林金一郎委員と7番の三溝静夫委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>		

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇の畑、面積119㎡を山梨県甲州市勝沼〇〇〇の〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇へ売却となります。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇の畑外2筆、合計面積1,608㎡を広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、面積2,386㎡を広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇へ売却となる予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田外1筆、合計面積6,536㎡を広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇へ売却となる予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。
- ・伊藤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、面積2,191㎡を広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇へ売却となる予定です。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区	全1件	承認
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区	全1件	承認
宗賀・檜川地区	北小野地区		

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 〇〇〇にお住いの〇〇〇さん、〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑外4筆、合計面積3,389㎡を、松本市大字島内〇〇〇にお住いの〇〇〇

○さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇の畑、面積119㎡を山梨県甲州市勝沼〇〇〇の〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全4件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 広丘原新田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑外2筆、合計面積4,392㎡を、栃木県宇都宮市ゆいの杜〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転し、太陽光発電施設として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・赤羽委員 北小野に太陽光発電ができて、山林だからしょうがないかと思いましたが、上野原に一件作る時に、一定の縛りがあるということでした。北小野では、区総会、アンケート調査、投票を行い、7割以上の方が反対したという経過があります。片丘では、何か縛りはあるのかどうか。勝弦地区には大きな太陽光発電がありますが、もしかしたら、最後は処分場になってしまうのでは思っただけです。片丘地区では、どのような経過であったか聞かせてください。
- ・竹淵委員 片丘地区の場合ですが、今米久保委員の説明したとおり、第2種農地であり、現状としても石だらけで、牧草地としても農地としても利用できないので、地区会として可としました。片丘では、これが3件目ですが、今後、常会で説明し、雨水や雑草の管理に関してはしっかりお願いしてもらおうようにしています

が、縛りというものはありません。周辺方への説明はしますが、意見がなければ良しとしています。

- ・塩原会長 市としても太陽光発電に関しては縛りはおそらくないです。北小野の場合は、どこが主としてアンケートを取りましたか。
- ・赤羽委員 区を取りました。
- ・米窪局長 太陽光発電が増えてきたということで、市でもガイドラインを作っていますが、50kw以上の発電能力のある開発も場合は、地元説明会をなさという形のガイドラインになっていますが、それ以下の場合は地元説明は不要となっています。ガイドラインですので、このような形で進めてくださいと市で設置業者に提示して進めています。また、農地法上では、1種農地は不可ですが、2種、3種農地の場合は、申請されれば基本的には不可とはできないので、確実に不可である場合は、県と協議する中で事前に業者と調整をしております。農地法上は不可でない場合は、受けざるを得ないということです。
- ・赤羽委員 別の山林に作った太陽光発電では、調整池に溜まった赤土の水が、ため池に流れ込む事例がありましたので、注目していなければと思います。
- ・塩原会長 ガイドラインというのは法的にはどうなっていますか。
- ・原主任 努力義務になります。農地の転用については、農業委員会としては、雨水の管理をするよう意見を付けることはできます。
- ・酒井委員 ガイドラインに許可が出てから何年以内に着工するようなことは書いてありますか。
- ・米窪局長 ガイドラインには書いてありません。
- ・古田委員 太陽光発電の許可を取ってそのまま放ってあることもあるのではないか。
- ・二木代理 許可を取ってるかどうかは、事務局ではわからないと思います。
- ・原主任 農地転用をした場合には、おおむね1年以内で事業を完了させるようになっています。
- ・塩原会長 昨日の会議の中で、資材置き場として農地転用した後に、太陽光にしている市町村があって、苦慮しているようでした。
- ・古田委員 転用する場所は近いが、譲受人は3者になっているが、その関係は。
- ・米久保委員 申請したのは茅野の業者で、〇〇〇というところで権利を持っていて、太陽光施設を作って3人の方に権利を売っているとのこと。この北側にも大きな太陽光施設がありますが、そこを作ってから、今回の場所に作ったわけです。
- ・米窪局長 後ほど、ガイドラインのコピーをお配りします。
- ・原主任 以前、大規模な太陽光発電の申請があったときに聞いた話ですが、売電にもいろいろな方法があり、業者が地権者から買い取り、業者に売電価格が入ってくるケースや、業者が太陽光を作ってから、権利を別の人に譲るケースや、一か所の太陽光発電施設でも、分割して売電価格を得るケースなど、様々な売電方法があるようです。この業者は、この方法をとっているようです。実は以前、この業者からの申請が、県の審査で、雨水排水に懸念があるとのことで保留になったことがあります。全体では大規模ですが、パワーコンディショナーを分割することで小規模になるようにしてやっているケースです。農業委員会とし

ては、不許可にはできませんが、県に申請する際に、市農業委員会からの意見を付けることができます。

- ・塩原会長 それでは、この件では市農業委員会からの意見を付けるということによろしいでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 広丘原新田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、面積4,198㎡を、北安曇郡白馬村大字北城〇〇〇にお住いの〇〇〇さんに所有権移転し、太陽光発電施設として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 広丘原新田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、面積1,576㎡を、長野市大字鶴賀〇〇〇の〇〇〇さんに所有権移転し、太陽光発電施設として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ・溝口補佐 それでは、この3件については、県へ申請を上げる際に、雨水排水について周辺のうちに影響が出ないように特に配慮するよう、意見を付して提出します。
- ・塩原会長 続いて4番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑外1筆、合計面積220㎡を、〇〇〇の〇〇〇さんに賃貸借権を設定し、太陽光発電施設建設工事に伴う仮設通路として、平成31年4月末まで一時転用するものです。この件は、以前に太陽光発電施設の農地転用した場所に、通路を作ろうとしていましたが、なかなか場所が見つからず、今回〇〇〇さんの方で一時転用しても良いとなり申請が出たものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、第1種農

地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たしません。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全1件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区	北小野地区 全3件 承認

【報告】 事務局 溝口補佐 3条届出 4件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので部会としては可といたします。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による届け出について

塩尻地区 全2件 承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全2件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区	北小野地区

【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出 4件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区 全5件 承認
宗賀・檜川地区	北小野地区

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 ○○○が所有します、洗馬○○○の畑、面積2,148㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 ○○○が所有します、洗馬○○○の畑、面積983㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で塩尻町○○○の○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、面積2,386㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。4番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田外1筆、合計面積6,536㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。5番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、面積2,191㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。
- ・塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原会長 本件は承認されました。

⑦ 議案第7号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全10件 承認	洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	全3件 承認

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区面積3,708㎡筆数1すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘はありません。
- ・塩原議長 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積25,660㎡筆数18すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区面積1,900㎡筆数1すべて可といたしました。

- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区面積 1,1414 m²筆数 1 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区面積 2,430 m²筆数 5 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 総合計 35,112 m²筆数 26 となっています。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局原 (4 件 4 筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

①松本農業改良普及センター（北澤氏による概況説明）

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・酒井委員 以前お話のあった、県内の業者から買ったリンゴの苗木で、りんご黒星病が蔓延しているが、その補助を行政がやっているようだが、これは業者が保証するべきではないか。
- ・北澤氏 行政としては、地元の特産としてのリンゴが衰退することを避けたいと考えています。苗木の改植や、農薬に対する助成、抜いた苗木の処分費などを支援だと思えます。業者も苗木が安いから青森から買って来たわけではなく、県内の苗木が不足して必要としていたためです。塩尻市内にも数本、苗木は入っているが、発症例はありません。

②農業委員会委員の定数、報酬の見直し、および「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について（米窪局長）

- ・委員 県内の委員などの状況はどうなっていますか。
- ・米窪局長 19 市につきましては、定数が減っている市が 5 つ、変わっていない市が 5 つ、9 市は増えている状況です。また、資料を作ってお渡しします。
- ・伊藤委員 現在、全国でやっているような農業委員、推進委員の二人一組で全農家を回るようなことは、実際にやろうと思っても今の人数ではとてもできない。地区に委員のいないところがあり、地元と接していくこと非常に難しいのではないかと。
- ・塩原会長 この一年半やってきて、各地区を全て網羅できていない状況です。農業委員はこれ以上増やせないで、推進委員さんをもう少し増やして全地区を網羅したいと思えます。二人一組というのは、また別の話になりますが、塩尻市としては、今のままでは難しいのではという判断で、見直しをやっていこうということです。

- ・米窪局長 市の委員定数は、法律で農業委員は19名、推進委員は35名まで置くことができますが、市の財政面もありますので、全体で26名から30名に増やしてもらうよう、市と調整してまいります。
- ・古田委員 前回、定数を4名減らした経過は。
- ・米窪局長 今回の改正に合わせて、前局長と市長で協議した中で、減らしたようです。
- ・古田委員 前は、農業委員の意見が聞いてもらえなかったもので、その辺のところを議会で強めに言っていただければと思います。

③そば栽培について（米窪局長）

④長野県農業委員大会、および朝日村農業委員会との交流会について（米窪局長）

⑤農業委員視察研修について（中澤主事）

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (特にナシ)
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

(5) 閉 会 二木会長代理

午後3時36分終了

平成30年10月26日

議事録署名人

会長 _____ 印

議席 6番 _____ 印
平林委員

議席 7番 _____ 印
三溝委員